

預金取引共通規定

本規定は、お客さまと東京厚生信用組合（以下、「当組合」という）との間で、第1条に規定する取引を行う場合の取扱を定めたものです。各取引を行うに際しては、各取引について定められている当組合の他の規定についても確認し、同意したものとして取り扱います。

第1条(本規定の適用範囲)

本規定は、次の取引のほか、お客さまと当組合との間で行われるすべての取引（以下、単に「取引」という）について適用されます。

- ① 流動性口座取引・当座預金、普通預金（無利息型普通預金）、総合口座取引、後見制度支援預金、納税準備預金、通知預金
- ② 定期性口座取引・スーパー定期、大口定期、期日指定型定期（以下、これらを「定期預金」という）、定期積金・定期預金を担保とする当座貸越
- ③ その他当組合所定の取引

第2条(取引の開始)

- (1) 当組合と取引を行えるお客さまは、原則として①都内一円、神奈川県（川崎・横浜市）及び埼玉県（朝霞・入間・所沢・戸田・新座・飯能市）において中小規模（法令に基づく）の福祉・医療・環境衛生及びこれに関連する事業を営む事業者、その事業者の役員及び従業員の方②千代田区、中央区、新宿区、台東区、渋谷区、中野区、小平市、東久留米市、東村山市、西東京市、青梅市、羽村市内で中小規模（業種は問いません）を営む事業者、事業者の役員及び従業員の方③千代田区、中央区、新宿区、台東区、渋谷区、中野区、小平市、東久留米市、東村山市、西東京市、青梅市、羽村市内に住所、居所を有する個人の方に出資加入頂くことにより組合員となることができる方です。組合員となることができる要件を満たさなくなる場合は、原則として組合員を脱退いただきます。また、組合員の脱退により、お取引を解約いただく必要があると当組合が認める場合、組合よりの求めに応じて取引の解約等を行っていただきます。
- (2) 当組合との取引は、お客さまが本規定を承諾し、当組合所定の申込書に必要事項を記入のうえ当組合所定の必要書類を添えて申し込み、当組合がこれを受領し承諾した場合に開始されるものとします。
- (3) 取引の開始にあたって、当組合が必要と認めた場合はお届けの電話番号等へ連絡させていただきますことがあります。お客さまとの連絡が取れなかった場合、またはお客さまのお届け内容に疑義があると当組合が判断した場合には、口座開設をお断りできるものとしま

す。なお、当組合が口座開設を行わないことによってお客さまに損害が生じて、当組合は責任を負いません。

- (4) 当組合所定の商品やサービスについては、それぞれの商品やサービスに関する規定等に従うものとします。

第3条(本人確認)

- (1) 取引にあたっては、関係諸法令等に基づき当組合所定の方法により、本人確認を行います。
- (2) 関係諸法令等に基づく所定の本人確認が必要な場合、その他当組合が必要と認めた場合は、当組合所定のご本人さまを確認できる書類（以下、「本人確認書類」という）の提出や電話、訪問等、その他の方法による確認を求めることがあります。この確認がとれない場合（当組合が定める期日までに当組合に連絡がない場合、お客さまお届けの住所に発送した本人確認書類の提出を求める通知書が当組合に返送された場合、お届けの電話番号に連絡が取れない場合等を含みます。）当組合は取引の全部または一部の停止、もしくは口座の解約をすることがあります。
- (3) 前記(2)により当組合が取引の全部または一部の停止、もしくは口座の解約をしたことによりお客さまに損害が生じて、当組合は責任を負いません。

第4条(印鑑照合)

- (1) 各種口座の開設にあたっては、当組合との取引に使用する印鑑を届け出てください。
- (2) 取引において当組合がお客さまの使用する印鑑を、当組合に届出された印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱を行ったうえは、それが偽造、変造、盗用、不正使用、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

第5条(証券類の受入れ)

- (1) 別の規定により定めがある場合を除き、各種口座による取引においては、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という）を受入れることができます。
- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

- (5) 証券類の取立のため費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

第6条(受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻し等はできません。(その払戻しができる予定の日は通帳に記載します。)
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金または掛金になりません。この場合は当組合所定の方法によりその受入の記載を取り消したうえ、その証券類は受入店で返却します。
- (3) 前記(2)の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

第7条(手数料)

- (1) 取引にかかる諸手数料は、別途定める通りとします。
- (2) 当組合が諸手数料を改定または新設する場合には、原則として、改定後の内容または新設内容を当組合ホームページに掲示する方法、その他当組合所定の方法により告知します。

第8条(通知等)

お客さまより当組合に届出された住所、氏名等に宛てて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第9条(届出事項の変更)

- (1) お客さまが当組合に届出された印鑑、住所、氏名、電話番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当組合所定の方法により当組合に届出てください。この届出以前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) お客さまより当組合に届出された住所、氏名等に宛てて当組合が通知または送付書類を発送し、これらが不着のため当組合に返送された場合、当組合は通知または送付書類の全部または一部の送付を中止し、全部または一部の取引を制限できるものとします。

第10条(通帳等・届出印鑑の紛失等)

- (1) お客さまが通帳・証書・カード(以下、「通帳等」という)または当組合に届出され

た印鑑を紛失したときは、直ちに当組合所定の方法により当組合に届出てください。この届出以前に、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

- (2) お客さまが通帳等、または当組合に届出された印鑑を紛失したときの口座の解約、出金、再発行等は、当組合所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (3) 通帳等を再発行する場合には、当組合所定の再発行手数料をいただきます。

第 11 条(譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) 預金、預金契約上の地位その他この取引にかかる一切の権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当組合がやむをえないものと認めて質入れその他第三者の権利の設定を承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

第 12 条(反社会的勢力との取引の拒絶)

預金口座は、第 14 条(2)①A から F および②A から E のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 14 条(2) ①A から F および②A から E の 1 つにでも該当する場合には、当組合は預金口座開設をお断りするものとします。

第 13 条(取引の制限等)

- (1) 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前(2)に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。
- (4) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当組合の定めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当組合に届出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができます。

第 14 条(解約等)

- (1) 次の①から④のいずれか 1 つにでも該当した場合には、当組合は預金取引を停止し、またはお客さまに通知することにより預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。
- ① 預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
 - ② 預金の預金者が第 11 条(1)に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ 預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (2) 前記(1)のほか、次の①から②の 1 つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合は預金取引を停止し、または預金者に通知することにより預金口座を解約することができるものとします。
- ① お客さまが、次の A から F までのいずれかに該当することが判明した場合
 - A 暴力団
 - B 暴力団員
 - C 暴力団準構成員
 - D 暴力団関係企業
 - E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F その他前 A から E に準ずる者
 - ② お客さまが、自らまたは第三者を利用して次の A から E までのいずれかに該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
 - E その他前 A から D に準ずる行為
- (3) 預金が、当組合が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当組合は預金取引を停止し、または預金者に通知することにより預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合

にも同様にできるものとします。

- (4) 前記(1)から(3)により預金口座が解約され残高がある場合、または預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳または証書を持参のうえ当店に申出てください。この場合、当組合は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

第 15 条(保険事故発生における預金者から相殺)

- (1) 普通預金（無利息型普通預金を除く）、納税準備預金、通知預金、定期預金、定期積金（以下、「預金等」という）は、組合に預金保険法の定める保険事故等が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金等に、預金者の当組合に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するため質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。
- (2) 通知預金については、預入日から 7 日間の据置期間または解約する日の 2 日前の通知の如何、定期預金、定期積金については、満期日の到来の如何を問わず前記(1)の規定が準用されるものとします。
- (3) 前記(1)(2)により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、当組合所定の方法により直ちに当組合にお申出ください。ただし、この預金等で担保される債務がある場合には、当該債務または 当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺することがあります。
 - ② 前記①の充當の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれの場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して順序方法を指定することができるものとします。
- (4) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。
- (5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第 16 条(事務処理の委託に関する取扱)

- (1) 当組合はお客さまの取引に関する情報を含む事務処理を当組合以外の第三者に委託することができるものとします。
- (2) 当組合および当組合が業務を委託する第三者は、保有するお客さまの情報を厳正に管理しお客さまのプライバシー保護のために十分に注意を払うとともにお客さまの情報をその目的以外に使用しないものとします。

第 17 条(成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当組合にお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見監督人の氏名その他必要な事項を書面によって当組合に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見が開始されている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、(1)および(2)と同様に当組合に届出てください。
- (4) 前記(1)から(3)までの届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当組合に届出てください。
- (5) 前記(1)から(4)までの届出前にお客さまに損害が生じても、当組合は責任を負いません。

第 18 条(お客さま情報の取扱)

- (1) 当組合は、お客さまの情報について、別途定める「プライバシーポリシー」および「個人情報の取扱について」に従い取り扱います。また、法令、裁判手続その他の法的手続きまたは規制当局により、お客さまの情報の提出を要求された場合には、当組合はその要求に従うことができるものとします。
- (2) 当組合の「プライバシーポリシー」および「個人情報の取扱について」は、当組合ホームページに掲示します。
- (3) 信組 ATM センターでは、当組合の提供するサービスの品質向上およびお申出内容の確認のため、お客さまとの会話内容を録音させていただくこともあります。

第 19 条(免責事由)

- (1) 次の各号の事由により、当組合の提供するサービスの取扱いに遅延、不能等が生じた場合、これによりお客さまに損害が生じても当組合は責任を負いません。

- ① 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき
- ② 当組合または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に不正使用または障害が生じたとき
- ③ 当組合以外の金融機関その他第三者の責に帰すべき事由があるとき(2)当組合または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴等がなされ、お客さまのパスワード等、取引情報が漏洩した場合、それによりお客さまに損害が生じても、当組合は責任を負いません。

第 20 条(休眠預金等活用法に係る異動事由)

当組合の預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」という）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと。（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）
- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと。（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）
- ③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと。（この預金
が休眠預金等活用法第 3 条第 1 項にもとづく公告の対象となっている場合に限りします。
 - (a) 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - (b) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ④ 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳（記帳がなかった場合を除く。）もしくは繰越があったこと。（※）
- ⑤ 預金者等からの残高の確認があったこと。（平成 31 年 3 月 10 日午前 7 時以降のキャッシュカードを使用した ATM 残高照会に限りします。）（※）
- ⑥ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと。（※）

※上記の異動事由④～⑥に該当する預金種別は別表「当組合が認可を受けている異動事由の預金種類別の該当可否一覧」のとおりとする。

第 21 条(休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) 休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

- ① 第 20 条に掲げる異動が最後にあった日
- ② 将来における預金等に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
- ③ 当組合が預金者等に対して休眠預金等活用法第 3 条第 2 項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合または当該通知を発した日から 1 か月を経過した場合（1 か月を経過する日または当組合が あらかじめ預金保険機構に通知した日のうち、いずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。（ただし、平成 31 年 3 月 10 日以降に発した通知に限ります。）
- ④ この預金が休眠預金等活用法第 2 条第 2 項に定める預金等に該当することとなった日
 - (2) 前記(1)②において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
- ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと 当該事由が生じた期間の満期日
 - (a) 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと。（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）ただし、以下の条件による。

平成 31 年 3 月 10 日午前 7 時以前に異動事由が生じた場合の最終異動日	当該異動事由が生じた日
平成 31 年 3 月 10 日午前 7 時以降に異動事由が生じた場合の最終異動日	当該異動事由が生じた期間の満期日

- (b) 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと。（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）
- (c) 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（休眠預金等活用法第 3 条第 1 項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）
 - (i) 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - (ii) 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- (d) 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳（記帳がなかった場合を除く。）もしくは繰越があったこと。（※）ただし、以下の条件による。

平成 31 年 3 月 10 日午前 7 時以前に異動事由が生じた場合の 最終異動日	当該異動事由が生じた日
平成 31 年 3 月 10 日午前 7 時以降に異動事由が生じた場合の 最終異動日	当該異動事由が生じた期間 の満期日

- (e) 預金者等からの残高の確認があったこと。(平成 31 年 3 月 10 日午前 7 時以降のキャッシュカードを使用した ATM 残高照会に限ります。)(※)
- (f) 総合口座取引規定にもとづく他の預金について異動事由が生じたこと。(※)
- (g) 当組合が預金者等に対して休眠預金等活用法第 3 条第 2 項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から 1 か月を経過した場合(1 か月を経過する日または当組合が あらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。(ただし、平成 31 年 3 月 10 日以降に発した通知に限ります。)

- ③ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、前各号に掲げる事由が生じたこと。他の預金に係る最終異動日等(※)

※上記の異動事由②(d)～(f)および③に該当する預金種別は別表「当組合が認可を受けている異動事由の預金種類別の該当可否一覧」のとおりとする。

第 22 条(総合口座の取引に係る預金の最終異動日等)

総合口座の取引における預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由(第 20 条(2)において定める事由をいいます。)が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。なお、当該異動事由に該当する預金種別は 別表「当組合が認可を受けている異動事由の預金種類別の該当可否一覧」のとおりとします。

第 23 条(休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1) 当組合の預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前記(1)の場合、預金者等は、当組合を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、預金者は、当組合に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、前記(1)の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等

活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。

- ① この預金について、振込、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当組合からの入金であって法令または契約に定める業務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと。
 - ② この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと。（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限りです。）
 - ③ この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと。
 - ④ この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと。
- (4) 当組合は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって前記(3)による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
- ① 当組合がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること。
 - ② この預金について、前記(3)②に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること。
 - ③ 前記(3)にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当組合に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと。

当組合が認可を受けている異動事由の預金種類別の該当可否一覧			
預金種類	異動事由		
	預金通帳・証書の発行、記帳、繰越	残高照会 (ATM 残高 照会)	総合口座に含まれる他の預金等に異動
当座預金	—	—	—
普通預金	○	○	○
無利息型普通預金	○	○	○
後見制度支援預金	○	—	—
納税準備預金	○	—	—
通知預金	○	—	—

期日指定定期預金・自動継続 期日指定定期預金	○	—	○
自由金利型定期預金（M 型）・自動継続自由金利型定 期預金（M型）	○	—	○
自由金利型定期預金（大口定 期）・自動継続自由金利型定 期預金（大口定期）	○	—	○
定期積金	○	—	—

第 24 条(準拠法および管轄裁判所)

- (1) 本規定および本取引規定集に収録されている他の規定の準拠法は日本法とします。
- (2) 本規定において本取引規定集に収録されている他の規定に関する訴訟については、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第 25 条（盗難通帳等による預金等の不正な払戻し被害の補填等に関する特約の適応範囲等）

- (1) この特約は、個人のお客様が当組合に有する預金及び定期積金（以下、「預金等」という）で、払戻しの際に、当組合所定の払戻請求書等に署名（または記名）、届出の印章により押印して、通帳または証書（以下、「通帳等」という）を提出する預金等について適用されます。
- (2) この特約は、以下の取扱を定めるものです。
 - ① 盗取された通帳等を用いて預金等の不正な払戻しが当組合の本支店の窓口で行われた場合における取扱い。
 - ② 本人確認（預金等の払戻における権限の確認をいう）に関する取扱い。
- (3) この特約は、各種預金規定および定期積金規定（以下、「原規定」という）の一部を構成するとともに原規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては原規定が適用されるものとします。

第 26 条（盗難通帳等による預金等の不正な払戻し等）

- (1) 盗取された通帳等を用いて行われた預金等の不正な払戻し（以下、「当該払戻し」という）については、次の各号のすべてに該当する場合、お客様は当組合に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息（定期積金の給付補てん金を含みます。以下同

じ。)に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① 通帳等の盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること
 - ② 当組合の調査に対し、お客様より十分な説明が行われていること
 - ③ 当組合に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しがおお客様の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合に通知することができないやむを得ない事情があることをお客様が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する額（以下、「補てん対象額」という）を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であることおよびお客様に過失（重大な過失を除く）があることを当組合が証明した場合には、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当組合への通知が、通帳等を盗取された日（通帳等が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳等を用いて行われた預金等の不正な払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てんしません。
- ① 当該払戻しが行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A 当該払戻しがおお客様の重大な過失により行われたこと
 - B お客様の配偶者、二親等以内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C お客様が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ② 通帳等の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当組合が当該預金等についてお客様に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、お客様が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当組合が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の

限度において、当該預金等に係る払戻請求権は消滅します。

- (7) 当組合が第2項の規定により補てんを行ったときは、当組合は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳等により不正な払戻しを受けた者その他第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

第27条（預金等の払戻しにおける本人確認）

預金等の払戻しにおいて、原規定に定めのある払戻しの手続きに加え、当該預金等の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

第28条（お客様の「重大な過失」または「過失」となりうる場合）

預金等の不正な払戻し被害に遭われたときに、お客様に「重大な過失」または「過失」があった場合には、被害額の全額または一部について補償いたしかねるケースがありますので、十分ご注意ください。なお、お客様の「重大な過失」または「過失」となりうる場合は以下のとおりです。

- (1) お客様の「重大な過失」となりうる場合⇒補てんされません

- ① 他人に通帳（証書）を渡した場合※
- ② 他人に記入、押印済みの払戻請求書、諸届を渡した場合※
- ③ その他お客様に1および2の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合
※病気の方が介護ヘルパー等に対してこれらを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はその限りではありません。

- (2) お客様の「過失」となりうる場合⇒補てん対象額の75%を補償

- ① 通帳（証書）を第三者の目につきやすい場所に放置するなど、他人に容易に奪われる状態においた場合
- ② 届出印の印影が押印された払戻請求書、諸届を通帳（証書）とともに保管した場合
- ③ 印鑑を通帳（証書）とともに保管していた場合

その他、お客様に①～③の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

第29条（規定の準用）

本規定に定めのない事項については、当組合の他の規定、規則等当組合の定めるところによるものとします。当組合の他の規定、規則等は、当組合ホームページへの掲示、その他当組合所定の方法により告知します。

第 30 条(規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上